

## 災害時の住宅相談業務（依頼者別）

|                           | 目的   | 協定関係   | 業務内容等  |
|---------------------------|--|--|--|
| 被災地住宅相談<br>キャラバン隊         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県（関東甲信越）で災害が発生した場合に、住宅相談を行う。</li> </ul>   | <p style="text-align: center;"><b>関東甲信越建築士会ブロック会</b><br/>(2008. 4)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県で災害が発生し、被災自治体から日本建築士会連合会を通じて被災建築士会からキャラバン隊派遣（住宅相談キャラバン隊）の支援要請があった場合は、緊急役員会を速やかに開催し、派遣の可否を決定する。</li> <li>・士会本部は、日程等の調整を行い計画書を作成し、支部長等に対し派遣実施についてを依頼する。</li> </ul>   |
| 神奈川県における大規模<br>災害発生時の住宅対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県で災害が発生した場合に、持ち家再建支援の一環として住宅相談を行う。</li> </ul>   | <p style="text-align: center;"><b>神奈川県</b> (2005. 9)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と（一社）神奈川県建築士会は、被災地住宅再建に係る相談業務について、協定を締結して、両者が連携して相談業務を実施する。</li> <li>・この協定に基づき県、市町村及び関係団体の協力により、相談業務マニュアル（被災地住宅再建支援マニュアル）を作成した。</li> <li>・マニュアルでは、相談業務を現地巡回相談と窓口相談に分け、それぞれの実施手順についてフロー図と解説で説明。</li> <li>・具体的には、県の協力要請に基づき建築士会は住宅相談人員を確保し、両者で調整して作成する相談業務実施計画に基づき、地域県政総合センター等相談業務実施場所にて、各建築士が巡回相談及び窓口相談を実施するスキームとしています。</li> </ul> |
| 神奈川県大規模災害対策               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の団体等が事前に専門的人材を組織し、復興に係る支援体制を確立し、もって、被災地域の復興と発展に寄与するとともに、平常時における予防対策に関する支援活動にも寄与する。</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会</b><br/>(2004. 11)<br/>(県内の士がつく12団体と神奈川県防災局<br/>安全防災部災害対策課)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県において大地震その他これに類する広域、大規模な災害が発生した場合に、被災地域及びそれら各団体に登録している構成員が専門的知識及び経験を有効かつ機能的に活かしてその支援活動を行う。</li> <li>・前記専門家職能団体間における情報交換、連絡、調整その他の復興支援活動の支援をする。</li> <li>・目的達成のために、次の業務を行う。</li> </ul> <p>1 被災地域及び被災住民に関する会員相互間の情報交換、連絡及び調整</p>  |